

各 位

平成24年3月6日

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社 代表者名 代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀 (コード番号8570 東証第一部) 問合せ先 取締役兼常務執行役員 若林 秀樹 (TEL 03-5281-2057)

2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等 の決定に関するお知らせ

当社は、平成24年3月6日の取締役会決議に基づく2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株 予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条 件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2)	転換価額	1,441円
	(参考) 発行条件決定日(2012年3月6日)における株価等の状況	
	イ. 東京証券取引所における株価(終値)	1,222円
	ロ. アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値))-1}×100]	17. 92%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(ご 参 考) 2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 社 債 の 総 額

150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

(2) 発 行 決 議 日

2012年3月6日

(3) 新株予約権の割当日及び社債 の払込期日 2012年3月23日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2012年4月6日から2016年3月8日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年3月8日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の 場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新 株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生 する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日 でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める 基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項 に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以 下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。) の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京 における営業日でない場合、その東京における3営業日前の 日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日 が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業 日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権 を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関 する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係 る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場 合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することがで きる期間の制限を、当該変更を反映するために修正すること ができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、2012年3月23日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は13.43%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社 債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予 約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使 された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式 総数で除した数値であります。

※詳細は、本日付け当社プレスリリース「2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社 債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参 照ください。

II. 2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2)	転換価額	1,405円
	(参考)	
	発行条件決定日(2012年3月6日)における株価等の状況	
	イ. 東京証券取引所における株価(終値)	1,222円
	ロ. アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値))-1}×100]	14.98%

(ご 参 考) 2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 社 債 の 総 額 150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金 額の合計額を合計した額

(2) 発 行 決 議 日 2012年3月6日

(3) 新株予約権の割当日及び社債 2012年3月23日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限りの払込期日 同じ。)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(4) 新株予約権を行使することが できる期間 2012年4月6日から2017年3月9日まで(行使請求受付場所 現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償 還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を 受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除 く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消 却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合 は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、 2017年3月9日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新 株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の 場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新 株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生 する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日 でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める 基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項 に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以 下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。) の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京 における営業日でない場合、その東京における3営業日前の 日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日 が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業 日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権 を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関 する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係 る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場 合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することがで きる期間の制限を、当該変更を反映するために修正すること ができる。

(5) 償 還 期 限

2017年3月23日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、2012年3月23日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は13.43%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社 債及び2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予 約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使 された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式 総数で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

※詳細は、本日付け当社プレスリリース「2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。